

高齢者等の冬の生活支援券について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送により受付・交付をします！

町では、冬期間の高齢者世帯などの生活安定のため、暖房に必要な灯油燃料のほか、暖房機器、冬用衣料品などの購入費の一部を助成する、高齢者等の冬の生活支援事業を次のとおり実施します。

1 共和町高齢者等の冬の生活支援券とは

- (1) 交付対象者 令和3年12月1日において、共和町の住民基本台帳に記録され、令和3年度の町民税が非課税の世帯
- (2) 交付額 1世帯あたり25,000円 ※1枚1,000円×25枚綴りを1冊
- (3) 申請期限 令和4年3月25日(金) ※生活支援券の使用期限は令和4年3月31日(木)まで

★対象となる世帯は以下①～④に該当する世帯です

『令和3年12月1日現在、共和町民で令和3年度町民税非課税』の世帯

① 65歳以上の方のみの世帯



② 18歳以下の子とひとり親のみの世帯



③ 身体障害者手帳1級・2級または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のみの世帯



④ 上記①～③の2つ以上に該当する世帯

(例:65歳以上の方がおり、18歳以下の子とひとり親がいる世帯)

※世帯が別であっても、同居されている方に町民税が課税されている場合は対象外となります。

※福祉施設入所世帯、医療機関入院世帯は対象外となります。

※確定申告または住民税の申告がお済みでない方は、申告をすることで対象となる場合があります。

2 申請および交付方法について

対象と見込まれる方には「共和町高齢者等の冬の生活支援券申請書」を送付します。記載事項を確認・押印のうえ、同封の返信用封筒で申請してください。役場で申請書を受付後、審査し、該当となる方には生活支援券を郵送で送付します。

※申請書が郵送されていない方で交付対象と思われる方は、お手数ですが役場 福祉介護係へご連絡ください。申請書を送付させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、窓口での手続きを極力避け、上記による受付・交付方法としておりますので、ご協力をお願いします。

【問合わせ先】 役場 保健福祉課 福祉介護係 電話 73 - 2011 (内線 154・158)